

令和元年度第2回社会福祉審議会 議事録要旨

日 時	令和2年2月14日（金）午後2時から午後3時50分まで
場 所	東大阪市役所18階 大会議室
出席者	<p>（委員）関川委員長、稲森委員、井上委員、江浦委員、勝山委員、川口委員、坂本委員、潮谷委員、中川委員、中西委員、永見委員、松浦委員、三星委員、宮田委員、村岡委員、山下委員、山田委員、好川委員、吉田委員 以上19名</p> <p>（事務局）立花副市長、大原教育次長、諸角教育次長、高橋福祉部長、平田子どもすこやか部長、島岡健康部長、岩本学校教育部長、宮野指導監査室長、矢野生活福祉室長、寺岡障害者支援室長、中野高齢介護室長、菊地子どもすこやか部次長、川西子ども子育て室長、山本教育政策室長、森田学校教育推進室長、山本青少年スポーツ室長、和田福祉企画課長、浦野法人指導課長、森障害施策推進課長、池田障害福祉認定給付課長、松下高齢介護課長、高品地域包括ケア推進課長、菱谷介護保険料課長、吉積給付管理課長、広瀬介護認定課長、大川子ども家庭課長、薬師川子ども見守り課長、村田施設指導課長、藤原子ども応援課長、小泉子育て支援課長、山口保育室次長、大西保育室次長、山本健康づくり課長、福祉企画課 水嶋総括主幹、伊藤主査、入江主任、竹林社会福祉協議会次長</p>
議 題	<p>福祉にかかる各施策の報告について</p> <p>（1）「成年後見制度利用促進にかかる取り組みについて」</p> <p>（2）「社会福祉法人が行う地域公益事業について」</p> <p>（3）「民生委員児童委員一斉改選にかかる審査状況」</p> <p>（4）「東大阪市手話施策推進方針・障害福祉に関する計画について」</p> <p>（5）「東大阪市認知症あんしんガイドブック」</p> <p>（6）「子ども家庭総合支援拠点の設置について」</p>
議事要旨	<p>○司会 開会のことば</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○司会 ・新委員の紹介</p> <p>（委員長） 皆様本日はご多用のところお集まりいただきありがとうございます。例年であれば2月の審議会では各専門分科会で作成いただいた計画のご紹介を頂いて審議をするということなんですけれども、今年度は計画作りが必要な年度とはなっておらず、各担当課から当面の政策上の課題に関わるご説明を頂いて資料に基づいて審議を進めたいと思っていますのでご協力をよろしく願いいたします。まず初めに福祉企画課より成年後見制度利用促進に関する取り組みについてご説明をお願いします。</p>

○福祉企画課

成年後見制度利用促進に関する取り組みについて説明

(委員長)

説明について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。この取り組みに関わっている委員はおられるのですか。

(事務局)

坂本委員に関わっていただいております。

(委員)

私どもは第2回目から参加させていただいています。当事者として準備会に参加できたことはよかったなと思っています。知的障害者にとって成年後見制度はとても必要なものですが、皆さんのお話を聞いていますと、どうしても認知症高齢者が中心のような気がします。知的障害のある人には判断能力のない人が多くて、これから色んな制度が進むにつれて後見も必要になってくると思うので、私たち知的障害のある人や家族にメリットがあると思われるような制度が東大阪においてもできればいいなと思うんです。それを使おうと思ったときにどのような人をお願いしたらいいのかというのが、いい人と言うと変なんですけれども、身上監護を重視した方に後見人に就いていただけたらと思いますし、適切な人を選ぶということがとても難しかったり、どこに相談したらいいのかわからないということもあるので、東大阪市の中で身近なところに相談できる機関ができるといいなと思います。

(委員長)

ネットワークが徐々に作られつつあるということですね。

(委員)

そうですね。資料の一番後ろにあるように、色んな機関が関わっているようですし、私どもも次に広報部会にも参加させていただくんですけれども、やはり知的障害のある方に分かりやすいように、成年後見制度の仕組みだとか、どのような手続きをすればいいのかということがわかるようなものができればいいなと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。その他ありますでしょうか。

(委員)

今の委員と同じような意見なのですが、障害の世界では成年後見制度については切羽詰まった課題です。親御さんの高齢化、親亡き後ということが身に迫った地域課題になってきておりますので、身近に相談できる場所が必要であると思いますし、今坂本委員が言われたように、啓発というところが、親御さんが高齢になっている方については理解することがなかなか難しいというところがあって、我々施設側からも後見人をつけてくださいと無理やり言うことも

できないので、成年後見人の方に来てもらって研修会をやったりはするんですが、現実問題として高齢の親御さんは制度の理解というよりも、何か自分たちのものを取られてしまうという感覚になられてしまうということが現実としてあるんですね。そこを誤解のないようにわかりやすく啓発していただけたらと思いますし、どこの誰かもわからない人にお金を預けるのかという感覚にどうしてもなってしまうようなので、我々のところは社会福祉法人で、事業団さんがやられている法人後見ということも考えるんですが、一方で利益相反ということもあって、なかなかそこが難しいということもあります。ただ我々社会福祉法人が後見人となれば、親御さんも安心される、今までずっと使っていた法人が後見人ということで安心されるんですが、一方で利益相反という課題がありますので、難しいところもあるんですが、こういう仕組みについては、ぜひ積極的に運営していただいて、啓発を強化していただけたらなという風に思います。本当に親亡き後、重度脳知的の方、重身の方、何も判断できない、じゃあ親の財産はどうするのかとか、あとは坂本委員が言われたように身上監護ですね。財産管理をしていただく方は多くいらっしゃるんですが、身上監護をしていただける方がなかなかいらっしゃらなくて、我々の立場からすればそこも強化していただけたらなという風に思います。

(委員長)

ありがとうございます。弁護士の立場からご意見ご質問をお願いできないでしょうか。

(委員)

障害者の成年後見制度は非常に重要なところだと思うんですが、後見制度の申立てをお母さんが認知症になりましたということで普通に行くと裁判所で名簿に載っている弁護士がランダムに選任されるということがあります。弁護士は財産管理は業務でよく扱いますのでできるんですけれども、障害のある方の福祉ですね、こういうものが必要であるとか、ここにお金をかけるのがふさわしいんだというところについて、不勉強ではないですけれどもプロではないので、そこは社会福祉士さん、社会福祉法人さんが長けておられると思うんですね。昨今よくあるのが、誰かよくわからない人が選任された。後見人というのは被後見人の財産を確保することが仕事になってきますので、できるだけ支出は抑えようとする。でもご家族の方からするとそうではない。これでは今までのようなケアが受けられないじゃないかということで非常にコンフリクトが生じてしまうと。双方にとって悲惨な状況がありうると思うんですね。そういうのを見ている中で思うのは、障害のある方については、候補者として身上監護に長けておられる社会福祉士さん、社会福祉士さんの中でも後見のプロのような方がおられますよね、何件も抱えておられる方。そういう方とかあとは法人さんに繋げていただく窓口を自治体で確保しておくことは非常に重要なのではないかなという風に思っております。

(委員長)

今委員がおっしゃったように、単独で関わるのではなくて、チーム対応していただく必要があって、資料の6、7ページにチームによる対応があって、複数の専門職が関わりながら後見業務にあたると、双方にチェック機能も働きます

し、強み弱みも互いに補完できますので、こうしたチームによる対応を行うと社会福祉士や市民後見人の方も身上監護に強いし、いいところ悪いところが双方あるので、色んな組み合わせによって支えていくというアイデアがすでに計画の中に取り込まれているんですね。計画で曖昧にしてあるのは、このチーム対応のマネジメントを福祉企画課で責任をもってやってくれるのかという話です。どこへ行ったらやってくれるのか。誰が中心となってチーム編成をするのかということが実は計画の中には書いていないんですね。チーム編成はどうなっていますか、実績はありますかということを知りたいと思ったんですが、まだ準備会の段階でそこまで手が回っていないんでしょうけれども、このチームによる対応を組織的に実現可能な体制を市はきちんと責任をもって作っていかないと絵に描いた餅になってしまうのでよろしくお願ひいたします。あとは市民後見人の研修をせっかく受けていただけたけれども、1年2年仕事がないまま当初の研修を受けたときの問題意識が薄れているような状況にあって、できれば法人後見の中でお手伝いする機会を設けて、チームで動いてある程度経験を積むと単独でも仕事ができるようになるとか、チームで動くときに身上監護を中心にしていただくと、こうしたチーム対応の中でも身上監護を担えるようになる。財産管理はしなくていいんだよというような棲み分けができると市民後見人の仕事も作っていただけるのではないかという風にも思っているところがございます。社会福祉事業団で29年度から法人後見を始めていただいていますよね。その状況はどうなっているのでしょうか。あるいは課題などあれば教えていただきたいのですが。

(委員)

私は直接後見に関わっているわけではないので、実はあまり詳しくはないんです。後見人制度がなかなか広まらないのは最初始まったときから、これは個人的な意見ですがけれども、色々マスコミを賑わすような犯罪につながるような財産管理の問題があったりだとかが要因だと思うんです。先ほど委員長が言われたように、チームワークが進められると、このチームワークのキーパーソン、リーダーシップをとる方がきちんとおられて、いわゆる公明正大という形で進んでいくことになれば、後見人制度はうまく機能していくと。そして市民後見人も希望される方がたくさん出てくるのではないかなという風に考えています。ですからこのネットワークの中でセンターがしっかりと機能していけるようにしていかなければならないと考えています。

(委員長)

成年後見制度の利用促進で法的な立場からご意見を頂戴できればと思います。

(委員)

やはり必要とされる方が適切に利用できるようなにつなげること。そして家族の方はじめ、トラブルにならないように、双方でしっかりコミュニケーションをとってもらって誤解の生じないようにすることも大事だと思います。あと会議で色々と言われてはいますが、1対1の対応よりもチームとして複数の方の複数の目で関係を作ることもトラブル防止になるのではないかと思います。誰に頼っていいかわからないということがあると思っていますので、市等も関わりながら責任をもって対応していくことでより安心して制度を利用しようとする

る方が増えるきっかけになると思います。

(委員長)

地域包括支援センターの役割は重要ですよ。

(委員)

そうですね。高齢の方に関して言うと、地域包括の中でも色々相談に乗ってもらおうということもありますので、相談窓口の一つとなりますから、チームの中の一つに入っていましたよね。何かあれば地域包括に相談してそこでつないでもらうということもあると思います。

(委員長)

支援申請もしていただけるんですよ。

(委員)

そうですね。

(委員長)

事務局、今の意見を聞いて、答えられる範囲で結構ですので、こういう状況にあります、ここは検討課題になっていてこんな意見がありますなど、ご紹介をいただくとありがたいんですが。

(事務局)

今、様々ご意見を頂いたんですけども、まず啓発という部分で今も啓発のためのパンフレットを作ったり情報発信はしておるんですけども、きちんと必要とされている方に伝わっている状況になっているかということ、まだそこが足りていないんじゃないかという議論もございまして、まず分かりやすい啓発をし、きちんと必要な方に伝わる仕組みを作る必要があるという議論もございました。あとは担い手の部分で言いますと、市民後見人の問題で委員長がご指摘のように登録されてから2年も3年も活躍の場がないという市民後見人もたくさんいらっしゃる、モチベーションの問題もありますし、その一方で高齢化の進展で制度を必要とする人が増加する中で、担い手として市民後見人をもっと有効に活用するような手法を考えるべきではないかということで、このあたりは家庭裁判所とも協議が必要だと思うんですけども、そういったところの協議も必要ですし、あとは、候補者のマッチングの問題ですよ。その人にとってふさわしい専門職の方、弁護士がふさわしい方、社会福祉士がふさわしい方、様々あると思いますので、その辺のマッチングについても今後協議会を進めていく中で考えていくべきものでしょうし、あと、委員長が指摘されましたチームがきちんと機能するように全体のネットワークを管理する仕組みですよ。それは福祉企画課がするというよりは、図にありますように、中核機関が中心となってやるべきものだと考えておりました、この中核機関を今後市と社会福祉協議会が共に担っていくという方向性を決めておりますので、中核機関が全体をコントロールできるような仕組みも今後考えていかなければならないと思っております。

(委員長)

続いて法人指導課より「社会福祉法人が行う地域公益事業について」の説明をお願いします。

○法人指導課

社会福祉法人が行う地域公益事業について説明

(委員長)

ご意見ご質問のある方おられますでしょうか。今厚生労働省が検討しています地域共生社会の実現に向けた体制整備との関係で社会福祉法人の公益取り組みはどんな位置づけになるのでしょうか。

(事務局)

社会福祉法人自身が地域共生社会の実現に向けた中心的な役割を果たしましょうというような呼びかけはあると思います。

(委員長)

今、法改正を検討しておりますので、法改正に合わせた本市の支援体制の整備と併せて、本市として社会福祉法人にどういった役割を期待するのかということは整理しておいてください。続いて生活福祉室より「民生委員児童委員一斉改選にかかる審査状況」についての説明をお願いします。

○生活福祉室

民生委員児童委員一斉改選にかかる審査状況について説明

(委員長)

ご意見ご質問のある方おられますでしょうか。

(委員)

毎回何人推薦されたということで報告を頂いているんですけども、分科会の委員には周知のことだと思っておりますけれども、審議会の委員の一人として資料の見方を教えていただきたいです。3点あるんですけど、まず何名の推薦が適当とされたと書かれているんですけども、これは推薦会で推薦された方の全員が推薦されたものという風に読んでよいのかということです。分科会で推薦されなかった人がいるのかどうかということです。2点目が定年で退職された方がおられたということですが、定年は何歳なんですかということと、定年以外の退職の方、今の説明によると再任を辞退された方がいるということですが、その辞退理由についてどういったものがあるのかということ。3点目は倫理違反というようなことで今まで解嘱された方はいるのでしょうかということ。以上について教えていただければと思います。

(事務局)

まず1点目のご質問でございます。推薦につきましては、今回委嘱されました人数、民生委員推薦委員会の方で796名の推薦がございまして、民生委員審査専門分科会ですべて承認いただいているところでございます。ですので推薦さ

れて委嘱されていない方はいらっしゃいません。続きまして定年でございますが、民生委員につきましては75歳が定年となっており、主任児童委員につきましては65歳が定年となっております。続きまして辞退の理由でございますが、一身上の都合や健康上の理由ということで聞いております。3点目につきましては、心身や健康の事由、一身上の都合ということで、何か刑法違反を犯したとか、そういったことで解嘱の事由が民生委員児童委員法に定められておりますが、今のところ倫理違反を理由とした解嘱はございませんし、全国的にもそういうことは聞いておりません。

(委員長)

民生委員には非常に重要な仕事をしていただいていると思います。先ほど社会福祉法人の公益的な取り組みにもありましたが、地域共生社会の実現に向けて各地域の福祉課題を調査して把握するというプロセスがとても重要で、社会福祉法人あるいは社協、校区福祉委員、そして民生委員、自治会などがそれぞれの地域で福祉課題を発見するということから恐らく社会福祉法人の公益的取り組みもじゃあ何をしますかという議論になっていくんだろうという風に思うんですね。ただコーディネートをする役割をなかなかどこが担うのかということが不明確なので、恐らく民生委員の方も社会福祉法人の方も市が動くから協力せざるを得ないんだろうけれども、市は何も言ってこないのとまあ様子を見ておこうかと。今の仕事でいっぱい様子を見た方がいいのではというように、お見合いの状況になってはいけないと思いますので、民生委員の方々はお仕事は大変ですけれども、とても重要な情報を持っており、地域の福祉課題の解決を民生委員だけに求めるのは酷なので、これもネットワークを作ってそれぞれ役割分担を決めていただいて地域に関わっていただくという体制づくりがこれからの地域福祉の重要な課題になりますので、その視点も持ちながら政策の推進をお願いしたいという風に思います。

次に障害施策推進課より東大阪市手話施策推進方針・障害福祉に関する計画についてご説明をお願いします。

○障害施策推進課

東大阪市手話施策推進方針・障害福祉に関する計画について説明

(委員長)

ご意見ご質問のある方おられますでしょうか。手話言語推進条例について、中心となってまとめたいただいた委員の方、ご説明いただけるとありがたいんですが。

(委員)

手話言語条例推進協議会に携わらせていただきました。昨年4月に条例が施行されて、その推進内容を決めていくということで協議会が設置されています。教育分野の方、当事者の方、基幹相談支援センターの方も入って、大変活発にご議論いただきました。参加させていただきまして、すごく期待が大きいという感想を持っております。背景としましては、やはり古くから東大阪においては手話通訳者の配置ということを福祉事務所において昭和49年から行っておりますし、登録の手話通訳者の派遣ということもやっております。2,000人を

超える聴覚障害者がいるという中で、そういった方が生活しやすい環境が求められていると。またそういった方々が交流できるような環境が求められているなという印象を抱きました。内容としては基本的には啓発と、手話通訳者の養成や活用というところを中心に行っております。今年度の取り組みとしては、「みんなで手話ヘトライ！」というような手話ハンドブック、子どもたちでも手に取って学びやすいというようなものを東大阪市でも作成しておりますので、ぜひ皆様の方でも活用していただけたらと思います。そういったものを通じて啓発を行っていただいております。来年度については手話サロンを予定していて、障害者の交流を深めていく、また来年度できればというところであると、災害時、緊急時の聴覚障害者への対応マニュアルであったり通訳の活用というところの部分を作れたらなという風に考えております。協議会においては毎年1回以上条例の推進状況であったり、実際というところでモニタリングをしていくという風になるかなと思っております。

(委員長)

条例自身を市民の方がご存じなのかなと、あるいは内容を周知して協力してもいいよというところまで認知されているのかというところはいかがでしょうか。

(事務局)

当然知っていますと言いたいところなんですけれども、今回新たに手話通訳者養成講座を行ったときに、条例を知っているかとの問いにはあまり知らないという方が多かったので、また啓発に力を入れて、市民が多く集まるようなイベントの場などでブースを設けるなどしてどんどん周知していきたいなという風に考えております。

(委員)

条例の周知というところであると、まだまだ課題があるなという風に思っております。先ほどお伝えしたハンドブックを広めていくことでだいぶ伝わっていくのかなと思います。あとは小学校などの教育現場で手話に携わる機会はあるんですけど、学校によって偏り、温度差があると聞いておりますので、早い段階で手話になじんでいけるような環境を作れたらなという風に思っております。

(委員長)

まずは学校から条例についての理解を求めていくことも課題であるかもしれないですね。今年は計画づくりの年ということで関係する委員の方々、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に地域包括ケア推進課より東大阪市認知症あんしんガイドブックについてご説明をお願いします。

○地域包括ケア推進課

東大阪市認知症あんしんガイドブックについて説明

(委員長)

ご意見ご質問のある方おられますでしょうか。

(委員)

初参加で何もわかっていないので質問させていただきます。14 ページのQRコードを読み込みましたら、電話番号の後ろに平日9時から17時と書いてあるんですが、24時間対応となっておりますとどちらが正しいのかお教えいただけますでしょうか。

(事務局)

QRコードが出てくる画面を確認いたしましたところご指摘の通りとなっておりますので、調整させていただきますときちんと出るように対応させていただきます。

(委員)

つまり24時間対応ということでしょうか。

(事務局)

24時間対応となっております。

(委員長)

角田総合老人センターは24時間対応可能なセンターなんですね。

(事務局)

緊急の電話が繋がるようになっておりますので、24時間対応になっております。

(委員長)

このガイドブックを地域包括支援センターに置いていますという話で終わっていますが、このガイドブックをどう使うつもりですか。

(事務局)

それぞれ地域包括支援センターでも介護予防教室をやったりだとか、認知症の予防についての講習等を行っておりますので、そういった場面でも活用していきたいと思っております。また、今日もご参加頂いておりますが、自治会の方々、民生委員の方々、老人クラブの方々、校区福祉委員の方々、それぞれの地域の集まりの中ででもお使いいただければという風に考えております。

(委員長)

今日ご参加いただいている審議会の委員の方々にはどのようなご協力を頂きたいということでご紹介いただいているんですか。

(事務局)

まずそれぞれの委員に、こういったパンフレットがあるということを知っていただきたいということがございます。そこから地域の方で、こういった認知症でお困りの方々、また認知症のことをもっと知りたいと思っておられる方々が

ご相談にいらっしゃった場合に、こういったパンフレットがあるということも周知していただければという風に思いました。

(委員)

当事者に近い方々がその情報を知るということはとても大事だと思うんですけども、例えばロバで見守り隊というSOSオレンジネットワークについても、自分や家族には全然身近ではないけれども、道で出会ってそのことを知っていることによって、認知症の方の対応ができることもあると思うんです。ですので広く色んな方が東大阪市がこういうシステムで動いていますということを知っていないとこのマーク等は有効に機能しないのではと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘のとおりだと思います。その辺は市のウェブサイトですとか、市政だよりも周知させていただいていますが、それ以外でも地域の中で認知症の声掛け訓練であったりだとか、サポーター養成講座等で少しずつ広めていきたいという風に思っております。

(委員長)

最後に子ども見守り課より子ども家庭総合支援拠点の設置についてご説明をお願いします。

○子ども見守り課

子ども家庭総合支援拠点の設置について説明

(委員長)

ご意見ご質問のある方おられますでしょうか。子育て世代包括支援センターから児童相談所までこの絵の中で本市の在り方についてご意見を頂戴できればと思います。

(委員)

情報共有を密にしていくということを中心掛けないと、結局システムがあっただけでもということになりがちなのかなと思いますので、この中でいかに必要な情報を適切に共有していくのかということについてご尽力いただけるとありがたいと思います。

(委員長)

それが総合支援拠点の役割ということですよ。一括してここで情報管理をして情報共有をして進めていくという風に。

(委員)

そういう風になればいいんですけども。

(委員長)

ご心配なのはどこですか。

(委員)

既に情報共有できるようなシステム、例えば要対協などもそういう風に作られてきてはいます。ですけれども、東大阪市の事例ではないですが、実際には情報共有ができていなかったという話も出てきたりしていますので、システム的には既に相当情報共有できるシステムが成立しつつある中で、やはり不備があるからこれができていくんだろうと思うと、じゃあこれですべてがOKになるのかということとても不安なので、そこをととても意識していただきたいということです。

(委員長)

この後この体制について色々検討いただくことになるかと思うんですが、これについてご説明なり課題なりをお話いただけないでしょうか。

(委員)

この後、委員長がおっしゃるように児童福祉専門分科会で、東大阪市内における子ども家庭総合支援拠点について意見交換をし、議論を深めていきます。先ほどご説明も頂きましたが、市町村での児童、家庭に対する必要な支援を行う体制というところ、包括的な先ほど委員長もおっしゃったワンストップの体制をどう作るのかというようなどころだと思うんですね。それは地域実情というか東大阪らしい強味を發揮できる体制づくりを考えていけないといけないうところでもそもそも母子保健法に設置されていますが、2016年の法改正で母子健康包括支援センター、通称子育て世代包括支援センターというものが妊娠期からの切れ目ない支援をしようという出発点であるとともに、今回市区町村子ども家庭総合支援拠点といいますのが、従前の要対協となるとかなりのハイリスクを持った子どもやその家庭支援という位置づけがありまして、2016年の児童福祉法改正で要支援、そこからもう少し手前の少し気になる子どもたちへの対応をできるだけ発生予防となる母子包括支援センターとともに連携しながら、先ほど井上委員もおっしゃっていただきましたけれども、情報共有をするのにどうしていくか、連携をどうとっていくかということが非常にポイントになるのかなという風に思います。そして東大阪においては今の要対協の担当機関になる家児相の在り方も含めて検討されて新たな体制づくりをしていくというお考えなのかなと思っております。連携が機能するようにしていけないといけないう改めて思ったところです。

(委員長)

家庭児童相談室の機能を総合支援拠点にすることで、地域の支援は大丈夫なんではないでしょうか。手薄にはなりませんか。

(事務局)

子ども見守り相談センターを考えておりますけれども、家庭児童相談室は定数が正職が10人で嘱託が9人です。この見守り支援拠点を設置するにあたって、最低専門職員が33人必要だと言われております。ですので4月の時点では体制は十分ではないんですけれども、家庭児童相談室に集まって継続的な支援ができるようにしていきたいなという風に思っております。福祉事務所から本庁に

活動の場所が変わるんですけれども、もちろん福祉事務所の場所を借りて継続面接であるとか、保健センターとの定期的な連携会議を行う等、そのようなことも考えて協議を進めている段階です。

(委員長)

家庭総合支援拠点を作ることによって職員の配置も手厚くなるということで、地域についても福祉事務所と連携して相談機能を強化していくというご説明だったかと思います。

(委員)

時間についてお聞きしたいです。相談にしろ拠点にしろ、昼間は保育所に入れていて、普段は相談しようにも相談できない家庭環境、そのときにどうするかというのが一番気になっておりました。先ほどの高齢者への対応は24時間ということでしたけれども、子どもと親に対してはどうかという。民生委員では手が回りませんので、そのあたりもう少し具体的に検討してほしいなという風に思っております。

(委員長)

相談機関の時間帯はどうなっていますか。

(事務局)

相談機関の時間帯なんですけれども、市役所は9時から17時半までということで対応させていただいております。要保護児童等の対応については、例えば17時に相談通告がありましたら、そこから夜間対応をします。重症度の高い方なら子ども家庭センターと協議しながら時間外でも対応しておりますし、市独自で対応もさせていただいております。所属等のあるお子さんについては保育所の先生や学校の先生等に相談していただいて、そこから家庭児童相談室につながって、直接ご家庭と連絡をとって、お母さんがもし17時ですとか18時をご希望でしたらその時間に合わせて面接等をさせていただいている状況があります。

(委員)

そういったことが親御さんに周知できるということでしょうか。

(事務局)

親御さんが相談しやすい身近な場所を考えていますので、ご希望でしたら市役所でしますし、福祉事務所となりましたら福祉事務所の場所を借りまして、相談対応を行っていきたいという風に考えております。

(委員長)

窓口の時間は9時から17時半だけれども、実際にそこでキャッチして細かな相談を受ける場合にはアウトリーチもあり、身近なところで実際に話を伺うという体制は今もできているということですね。山田委員はどういう風にお考えですか。

(委員)

先ほどもありましたように、情報の共有と言いつつもなかなか共有ができていないのが現状ですし、ただこの個人情報等の絡みもあるんですけれども、せっかくこれを市役所の中で作っていただく中で、あらゆる情報をここで集約できるのかどうか、そこに問い合わせをすれば解決できるのか。難しいところはあると思うんですけれども、子どもの命を守ることからいけば、どこかで些細な情報でも掴んでおかないとどうしようもないのかなと。昨今、色んなコンピュータなり機械がある中で、情報はしっかり把握できるのではなからうかと思うんですけれども、その辺はどうなのでしょう。法的な問題もあろうかと思えますけれども。

(委員長)

子どもの命を守るという観点から、SOSに近い情報を職員の方が把握していたが組織としてはアクションを起こせなかったということがないように、子ども家庭総合支援拠点で危機管理についての判断を現場の職員だけに任せるのではなく、スーパーバイザーがしっかり機能して、組織として動いていける体制強化を考えていくべきだというご提案だと思うのですがいかがでしょうか。本当に動けますかというご質問なんですけれども。

(事務局)

ご指摘のようにまだ始まってはいない訳なんですけれども、情報の収集に漏れないように取り組んでいきたいと思えます。また、相談通告があったときにそのご家庭や子どもに関する情報のうち何が重要かということを中心に会議を開きまして、調査項目の確認であるとか、どこの機関にどんな情報をとらないといけないとか、まずはそこが重要だと思っておりますので、その情報をもとにアセスメントをして、重症度の判断をし、重症度が高い場合は子ども家庭センターに送致する等、そういった判断ができるような組織を作りたいと考えております。

(委員)

先ほどから情報共有の重要性ということが言われてるんですけれども、同時に多くの方が情報に接することになるので、そこが漏れる危険性が出てくるということがありますので、先般報道等で家庭訪問に行ったときに通報者の名前が相手に漏れてしまったというニュースがありましたけれども、併せて情報の管理についてもくれぐれも気を付けていただくようにお願いします。

(委員長)

中核市になるときに議論があったのは、もう中核市なんだから児童相談所の設置について検討すべきだということで、市の内部では検討をし始めたんですね。2 ページ目の厚生労働省が作成した支援体制の関係整理図においても、リスクの高いところは児童相談所で都道府県が担うことになるんですが、これは一般市であればこの図でも仕方がないのかなと思うのですが、中核市になっておりますので、もうそろそろ検討ではなくて、家庭相談総合支援拠点とセットで、児童相談所の設置まで、ハイリスクへの対応までぜひご検討いただきたいと思えます。本市で言えば悲しいですがニーズはあるので、児童相談所です

かり守っていかねばならない。これを機会に、人員配置が必要だということは分かりますけれども、一歩踏み込んだ議論をぜひ本市としてもしていただきたいなと思います。それと併せて、子育て世代包括支援センターが実質的に機能するような十分な体制整備をご検討いただきたいという風に思います。

(委員)

私の立場から本日のお話の中で 2 点関心を持ったこととお話させていただきたいと思います。1つは社会福祉法人の地域公益事業について。この中で厚労省が例示として出している 42 ページの資料には、第 2 順位として単身高齢者の見守りに併せて移動支援を例示として出しています。ご説明のように移動支援は長く福祉分野にとっては苦手、規制的な白タク行為的なイメージもありまして、なかなか手を出しにくかったところでもありますけれども、今回、厚生労働省と国土交通省は横ぐし政策として例示にまで入れていただくほどですので、これから、そう簡単にはいきませんが頑張ってやっていただければと思います。道路交通法の適用におきましてはある程度柔軟的な流れがありますので、私も国の委員として協議しております。現に私も立場上色々な社会福祉法人にはヒアリングをしております。一般論からすると、先生それは大事なことですと賛成していただけます。ただなかなか具体でやるとなると、多少情報を含めた公的支援、特に厚労省的規制の件に関する情報支援なども市役所に求めたいとなってきていて、これがまたなかなか受け皿になることがなくて。そんなことで関心を持っておりまして、本市におきましても、この図の中で移動支援を含むまちづくりを法人の中で頑張ってみたいというところがありましたら、私も関心がありますのでよろしくお願いいたします。もう一点が手話言語条例が大変素晴らしい条例でして、私も期待しているところでもあります。これは条例の趣旨に合わせますと、手話だけではなく、手話に関連して例えばコミュニケーション能力であるとか、あるいは筆記具であるとか、最近ですとディスプレイの総合型で、どこでも手話ができるあるいはどこでも筆記面談ができると、センターにおきましてどこでもその方とディスプレイ上でコミュニケーションをとれると。こういったことも本当に最近のここ 2、3 年の取り組みですが、手話言語条例と合わせた関連施策として考えていただけたらと。ちょっと古い施策としては難聴の方々のために、これは既に結構普及していますけれども、イヤホンとかヘッドホンで無線で情報を得ると。広島球場は見直しの大きな売りにはしていますけれども、確か数百人単位で野球中継が聞けると。そういう時代に入ってきておりますので、言いたかったことは手話言語条例を推進すると同時に、こういった関連施策も必要かなと。バリアフリーも大阪府条例でも必要最低限のことしか規制しておりませんので、ぜひ推進したいということで更なるご配慮をお願いしたいと思います。

(委員長)

社会福祉法人の公益的な取り組みについては、法人指導課で把握していますので、これについては本市の社会福祉法人がどういう取り組みをしているのか、現状と特徴を整理して、一括してリストなり分類したもので結構ですので、次回の審議会でご紹介いただけないでしょうか。

(事務局)

はい。わかりました。

(委員長)

皆さん既に色々な取り組みをなさっているところだと思しますので、それをご紹介いただいて共有するというのも大事な事なのかなという風に思います。それでは以上を持ちまして本日の案件はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。

○立花副市長

閉会のあいさつ

○司会

次回の審議会は令和2年5月18日(月)に開催予定

閉会